

むかわ町再生可能エネルギー発電事業と自然環境等との調和に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業と自然環境等との調和に関する条例（令和8年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（抑制区域）

第3条 条例第11条第1項に規定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市施設の区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- (5) むかわ町普通河川管理条例（平成18年3月27日条例第178号）第2条第1項第3号に規定する河川敷地
- (6) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- (7) 北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項に規定する水資源保全区域
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自然環境等の保全のため特に必要と認める区域として町長が別に定める区域

（設置許可の申請）

第4条 条例第11条第2項（条例第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による設置許可の申請は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業許可申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

（配慮事項）

第5条 条例第12条第2項の規定による配慮事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 生態系及び生物多様性への影響の低減
- (2) 希少野生動植物の生息・生育環境の保全
- (3) 周辺の景観及び自然環境との調和
- (4) 土砂の流出及び崩壊の防止
- (5) 騒音、振動、電波障害等の生活環境への影響の低減
- (6) 太陽光の反射による影響の低減

(7) 廃止後の適切な撤去及び原状回復

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(事前協議)

第6条 条例第13条第1項の規定による協議は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業計画書（別記様式第2号）により行うものとする。

(周辺関係者への説明等)

第7条 条例第14条第5項の規定による報告（条例第17条第4項において準用する場合を含む。）は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業事前説明等報告書（別記様式第3号）により行うものとする。

(標識の掲示)

第8条 条例第16条の規定による標識は、別記様式第4号とする。

(変更の許可)

第9条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所（法人の代表者の変更を含む。）

(2) 設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更（正当な理由がある場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして町長が認める変更

2 条例第17条第2項の規定による申請は、むかわ町再生可能エネルギー発電設備変更許可申請書（別記様式第5号）に、変更に係る書類を添えて行うものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、むかわ町再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書（別記様式第6号）により行うものとする。

(届出)

第10条 条例第19条第1項の規定による届出は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 条例第19条第3項の規定による届出は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業変更届出書（別記様式第8号）により行うものとする。

(軽微な変更)

第11条 条例第19条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所（法人の代表者の変更を含む。）

(2) 設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更（正当な理由がある場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして町長が認める変更

(協定の締結)

第12条 条例第20条第1項（条例第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理に関する事項
- (2) 落雷、浸水、暴風、大雨、大雪、地震等により再生可能エネルギー発電設備が破損した場合の措置に関する事項
- (3) 再生可能エネルギー発電事業の廃止後の当該再生可能エネルギー発電設備の撤去その他の措置に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項  
(工事完了の届出)

第13条 条例第21条の規定による届出は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業完了（中止）届（別記様式第9号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第14条 条例第22条第1項の規定による届出は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 条例第22条第3項の規定による届出は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業撤去等完了届出書（別記様式第11号）により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第25条の規定による届出は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業承継届出書（別記様式第12号）により行うものとする。

(身分証明書)

第16条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第13号）とする。

(指導、助言及び勧告)

第17条 条例第28条第1項の規定による指導又は助言は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業指導・助言通知書（別記様式第14号）により、同条第2項の規定による勧告は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業勧告書（別記様式第15号）により行うものとする。

2 条例第28条第3項の規定による報告は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業対応状況報告書（指導・助言・勧告）（別記様式第16号）により行うものとする。

(命令)

第18条 条例第29条第1項の規定による命令は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業命令書（別記様式第17号）により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による報告は、むかわ町再生可能エネルギー発電事業対応状況報告書（命令）（別記様式第18号）により行うものとする。

(公表)

第19条 条例第30条第3項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（別記様式第19号）により行うものとする。

2 条例第30条第3項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（別記様式第20号）により行うものとする。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から適用する。

(経過措置)

- 2 条例附則第5項の規定により条例の施行の前において行われる条例第11条第2項及び第19条第1項の規定による申請又は届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の規定の例により行うことができる。